

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

みなさん知っていますか？

消費者契約法

民法・商法の特例

となる規定について

消費者が事業者と契約するとき、両者の間には持っている情報の質・量や交渉力に格差があります。このような状況を踏まえて消費者の利益を守るため、平成13年4月1日に消費者契約法が施行されました。その後、高齢化の進展をはじめとした社会経済情勢の変化に対応した改正が平成28年に行われました。

▼契約の取り消し

加入時における不当な行為により、消費者に誤認・困惑があり、それによって契約し

たときは、当該消費者は契約を取り消すことができます。

例えば「この機械を付ければ電気代が安くなる」と勧誘し、実際にはそのような効果のない機械を販売された等

▼無効な契約条項

消費者の利益を不当に害するような契約条項は無効となります。

例えば「販売した商品についてはいかなる理由があっても契約後のキャンセル・返金はできません」とする条項等は

☆平成28年改正法は平成29年6月3日から施行されます

▼消費者庁のホームページ

(<http://www.caa.go.jp/>)

この契約、何かおかしい：と思ったら早めに消費者センターに連絡を取りましょう。(消費者庁リーフレットより抜粋)

占いサイト

引き延ばされて
利用料金が高額に

スマートフォンに「無料で占うので安心してください」というメールが来て、軽い気持ちで占い

サイトに登録した。無料だったのは最初だけで、途中からポイントを購入しなければならなくなつた。占い師の女性から、

「あなたには私と同じ守護霊がついているから絶対幸せにしてあげたい」と言われ、偶然持病が改善したこともあり、のめり込んでしまった。やめると伝えても「あと少し、終盤が見えています」などと引き延ばされた。借金をして250万円くらい使った。(当事者：60歳代女性)

【ひとこと助言】

「占いサイト」に夢中になり、高額な料金を支払つたという相談が寄せられています。ポイントの購入により相手とメール等ができるシステムの「占いサイト」では、相手の誘導でやり取りを重ねているうちに、気づいたときには、多額の費用をつぎ込んでいたということもあります。「幸せになれる」等と言われても、相手の言葉をうのみにせず、冷静になりましょう。家族や身近な人に相談することも大切です。

ヘアドライヤーの 取扱に注意しましょう

ヘアドライヤーを使用中に吸い込み口から40〜50本髪の毛が吸い込まれ、巻き込まれた髪の毛を外すことが出来なかった。(当事者：60歳代女性)

【ひとこと助言】

ヘアドライヤーは身近な製品ですが、髪の毛が吸い込まれ、外れなくなったり、コードから発煙、発火したりする事故が報告されています。標準型のヘアドライヤーには吸い込み口付近にファンが内蔵されています。ドライヤーを使用する際は、髪の毛を吸い込み口に近づけないようにしましょう。また、ヘアドライヤー本体にコードを巻きつけて保管すると、コードが曲がったり、ねじれたりして損傷し、発煙、発火等が起き、やけどをする可能性があります。本体にコードを巻きつけないようにしましょう。

基本的な使い方が分かっても、購入時には取扱説明書をよく読み、注意事項等を

正しく理解しましょう。(以上2件国民生活センター見守り新鮮情報より抜粋)

司法書士による無料法律相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。7月5日(水)までにご予約ください。
◇日時 7月7日(金)午前9時30分〜11時30分
◇相談場所・受付 美浦村消費生活センター

消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター(消費生活相談全般)
月・水・木・金 午前9時〜正午、午後1時〜4時
(終了30分前まで受付) ☎885-7141(直通)
※相談員不在の場合あり。電話でご確認ください。
- ◇消費者ホットライン(全国共通) ☎1888 ※局番なし
- ◇県警悪質商法110番(訪問販売・悪質業者等の相談)
午前8時30分〜午後5時15分 ☎029-301-7379